

「BRÜCKE の会」会則

I 名称、事務局

第 1 条 [名称] 本会は、獨協大学大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻「BRÜCKE の会」と称する。

第 2 条 [事務局] 本会の事務局は、埼玉県草加市学園町 1 番 1 号 獨協大学大学院ドイツ語学共同研究室に置く。

II 目的

第 3 条 本会は、会員のドイツ語学、文学、文化に関する研究活動を助成し、その発表を促進することを目的とする。

III 会員

第 4 条 [会員資格] 本会の会員は、以下の者とする。

- ① 獨協大学大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻の博士前期課程および博士後期課程在学者
- ② ①の修了者
- ③ 上記以外で、本会が適当と認めた者

IV 機関誌

第 5 条 [機関誌] 本会は、本会の目的を達成するための活動の一環として、年刊機関誌を発行する。

第 6 条 [名称] 本機関誌は「BRÜCKE」と称する。

第 7 条 [編集委員] 本機関誌の編集委員は以下の通りとする。

- ① 獨協大学大学院外国語学研究科ドイツ語学専攻の博士前期課程および博士後期課程在学者
- ② ドイツ語学専攻担当の教員 1 名

第8条 [編集]

- ① 本機関誌に掲載できる論文は、原則として会員のものとする。但し、編集委員が適当と認めた場合、この限りではない。
- ② 提出できる論文は一人一編とし、審査委員会の議を経た上で、「論文」または「研究ノート」として、これを掲載する。但し、修士論文の要旨は、これと別に掲載できる。審査委員会については別に定める。
- ③ 博士前期課程の学生は、「論文」または「研究ノート」の形で、必ず論文一編を提出しなければならない。

V 会則の改廃

第9条 本会則の改廃は、会員の総意に基づいて行うものとする。